

Ⅱ 需給調整・価格安定対策

1 野菜農業振興事業に対する補助業務

(1) 緊急需給調整事業

ア 生産出荷団体緊急需給調整事業

この事業は、重要野菜及び調整野菜について、登録出荷団体等により緊急需給調整（産地調整、加工用販売及び市場隔離等）が実施された場合に、当該登録出荷団体等に対し、交付準備財産から緊急需給調整費用交付金を交付するものである。

令和元年度は、66 登録出荷団体等の事業参加の承諾を行った。また、令和元年 8 月に有効利用用途としてフードバンク等の社会福祉施設への提供が追加されるなど事業の運用が見直され、令和 2 年 3 月上旬に、冬キャベツの緊急需給調整事業（市場隔離（有効利用用途））が実施され、28 万円（うち国庫負担分 14 万円）の補助金を交付した。なお、これに係る支出については令和 2 年度に造成する財源から交付された。

イ 緊急需給調整推進事業

(ア) 野菜需給協議会等の開催

野菜需給協議会を 2 月に開催し、令和 2 年度野菜関係概算決定の概要、令和元年度緊急需給調整事業の実施状況等について協議を行った。

野菜をめぐる生産・流通・消費に関する現状と課題の報告では、「野菜産地におけるスマート農業の現状及び今後の展望」をテーマに、国の政策担当者から、野菜部門におけるスマート農業の現状、課題、国の政策動向、今後の展望等について、野菜生産者（株式会社浅井農園）から産地における取組事例について報告をしていただき意見交換を行った。

(イ) 産地情報調査員設置事業

この事業は、登録出荷団体等が、精度の高い計画出荷及び出荷調整を行うため、都道府県段階における重要野菜や調整野菜の作付面積、生産出荷動向等の情報（系統外を含む。）の収集を行うための産地情報調査員を設置した場合に補助（補助率：定額）するものである。令和元年度においては、20 事業主体に 220 万円の補助金を交付した。